

②福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定する場合

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、**作業療法士**又は公認心理師である従業員の割合が100分の25以上であること。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

③福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)を算定する場合

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福祉サービス事業(旧法施設を含む)及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

主な指摘事例

- 常勤で配置されている従業者の割合が100分の75未満であった
- 3年以上従事している常勤で配置されている従業者の割合が100分の30未満であった

④多機能型事業所等において算定する場合

多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。

なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者(例:生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者)については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。(←福祉専門職員等配置加算を算定する場合に限った取り扱い。)

(3) 欠席時対応加算【生活介護・自立訓練・就労系・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス】

当該事業所を利用する障害児又は利用者が、あらかじめ利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合に、職員が障害児又は利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児又は利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、94単位を加算算定できるもの。

ア 中止の連絡が、中止した日の前々日、前日又は当日であること。

主な指摘事例

- 事前(3日前以前)に判明している障害児又は利用者の定期通院日等の欠席日を算定していた

イ 当該事業所の職員が、電話等により当該障害児又は利用者の状況を確認し、引き続き当該事業所の利用を促すなどの相談援助を行っていること。

主な指摘事例

- 欠席の連絡のみで、当該障害児又は利用者の状況の確認や当該事業所の利用を促すなどの相談援助を行っていない

ウ 当該相談援助の内容を記録していること。

主な指摘事例

- 記録が整備されておらず、相談援助の内容が確認できない

- (4) 訪問支援特別加算【生活介護・就労系・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス】
当該事業所において継続して利用する利用者又は障害児が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に、月2回まで1回の訪問に要した時間に応じ（1時間未満：187単位、1時間以上：280単位）加算算定できるもの。

ア 概ね3ヶ月以上継続的に当該事業所を利用していた者（児）であること。

イ 最後に当該事業所を利用した日から中5日間以上連続して当該事業所の利用がないこと。

※ この場合の「5日間」とは、当該利用者又は障害児に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で5日間をいうものであることに留意すること。

なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、個別支援計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。

また、この加算を1月に2回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度5日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。

主な指摘事例

- 個別支援計画に位置づけがないまま、訪問支援が行われていた
- 個別支援計画に基づく所要時間ではなく、実際に要した時間により算定されていた

ウ あらかじめ利用者（障害児の場合は、その保護者）の同意を得ていること。

主な指摘事例

- 利用者又は保護者の同意を得ていない。又は同意を得ていることが書面で確認できない

エ 当該利用者又は障害児の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者又は障害児に係る個別支援計画の見直し等の支援を行うこと。

主な指摘事例

- 記録が整備されておらず、利用者又は障害児の居宅を訪問したことが確認できない
- 個別支援計画の見直し等の支援が行われていない

- (5) 日中支援加算【宿泊型自立訓練・共同生活援助〔日中支援加算（Ⅱ）〕】

日中活動サービスの支給決定を受けている利用者又は就労している利用者が、心身の状況等により当該サービス等を利用できない期間が月に3日以上ある場合であって、昼間に必要な支援を行ったときに、3日目から1日につき所要単位を加算算定できるもの。

- ① 宿泊型自立訓練 270単位/日
- ② 共同生活援助（障害支援区分4～6） 539単位/日（対象利用者2人以上 270単位/日）
- ③ 共同生活援助（障害支援区分3以下） 270単位/日（対象利用者2人以上 135単位/日）

ア 当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合で、3日目以降についての算定であること。

イ 当該利用者に対しての支援は、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、個別支援計画に位置付けてあること。

主な指摘事例

- 個別支援計画に位置づけがないまま、日中支援が行われていた

ウ 指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配していること。

主な指摘事例

- 生活支援員又は世話人が加配されていない

エ 当該利用者の支援のために必要な昼間の時間帯の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めていないこと。

主な指摘事例

- 昼間の時間帯の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間が、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間に含まれていた

(6) 夜間支援等体制加算【共同生活援助】

次の条件に応じて、加算（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）、（Ⅴ）、（Ⅵ）のいずれかが算定できるもの。

- ①夜間支援等体制加算（Ⅰ）を算定する場合（30～672単位/日）
次のいずれにも該当していること。

ア 専従の夜勤者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
イ 夜勤者は、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のため、緊急時の対応等を行うこと。
ウ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

- ②夜間支援等体制加算（Ⅱ）を算定する場合（15～112単位/日）
次のいずれにも該当していること。

ア 専従の宿直者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
イ 宿直者は、定時的な居室の巡回、電話の收受、必要に応じ緊急時の対応等を行うこと。
ウ 1人の宿直者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

- ③夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定する場合（10単位/日）
次のいずれにも該当していること。

ア 常時の連絡体制を確保していること。
イ 常時の連絡体制については、従業者が常駐する場合のほか、携帯電話等により夜間・深夜に連絡体制が確保されている場合等でも算定可。
ウ 常時の連絡体制・防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について算定していること。
なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定不可。

- ④夜間支援等体制加算（Ⅳ）を算定する場合（30～60単位/日）
次のいずれにも該当していること。

ア ①により配置される別の夜間支援員が1人のみ常駐していること。
イ 夜間及び深夜の時間帯を通じて専従の夜勤者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
ウ 夜勤者は、共同生活援助を巡回し、利用者に必要な介護等の支援を行うこと。
エ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

- ⑤夜間支援等体制加算（Ⅴ）を算定する場合（15～30単位/日）
次のいずれにも該当していること。

- ア ①により配置される別の夜間支援員が1人のみ常駐していること。
- イ 夜間及び深夜の時間帯の一部に専従の夜勤者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
- ウ 夜勤者は、共同生活援助を巡回し、利用者に必要な介護等の支援を行うこと。
- エ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
 なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

⑥夜間支援等体制加算（Ⅵ）を算定する場合（15～30単位/日）
 次のいずれにも該当していること。

- ア ①により配置される別の夜間支援員が1人のみ常駐していること。
- イ 専従の宿直者を配置すること（常勤・非常勤は不問。委託可）。
- ウ 宿直者は、定時的な居室の巡回や電話の收受、必要に応じ緊急時の対応等を行うこと。
- エ 1人の夜勤者が支援を行う利用者の数に応じて加算を算定すること。
 なお、この場合、夜間支援を行う共同生活住居の入居利用者の総数とし、現に入居している利用者数ではなく、前年度の平均で算定すること。

6 定員超過減算に関する事項

定員超過減算については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日障発第1031001号）に示されているほか、事業者ハンドブック（報酬編）に次のように説明されているが、多機能型事業所等で適用の誤りを会計検査院に指摘され、報酬返還となった事例があるので注意すること。

＝就労移行支援の例＝

- 定員超過利用減算 基本単価の70%を算定
 ※以下のいずれかに該当する場合
 - ・1日当たりの利用者数が、定員が50人以下の場合には当該定員の150%を、定員が51人以上の場合には当該定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を、それぞれ超過している場合
 - ・過去3ヶ月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している場合（ただし、定員が11人以下の場合には当該定員に3を加えた数を超過している場合）



※ ただし書きは、サービス種類が単独の事業所で定員11人以下の場合又は多機能型事業所全体の定員が11人以下の場合に適用されることに注意。
 例えば、就労移行支援の定員が6名で、生活介護の定員が20名で構成されている多機能型事業所の場合、定員の合計が26名になるので、ただし書きは適用とならず、就労移行支援の過去3ヶ月間の平均利用人員が7.5名（6名×125%）を超過している場合は減算対象となる。
就労移行支援の定員が6名なので、9名（6名+3名）と計算するのは間違い

※指定基準における「定員遵守」の考え方

指定障害福祉サービス事業者は利用定員を超えてサービス提供を行ってはならない。ただし、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

《解釈通知》

利用者に対するサービス提供に支障が生ずることのないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたもの。